

名家連ニュース

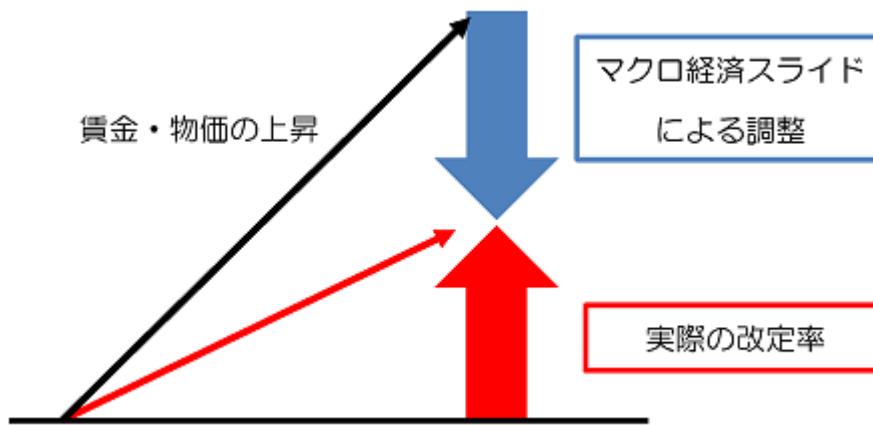
令和元年 7 月 16 日 (火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 630 号

❖ マクロ経済スライドとは—日本年金機構 ❖

前号で紹介した「マクロ経済スライド」の内容についてご質問が寄せられましたので、日本年金機構のホームページから下記内容を引用してお知らせします。『平成 16 年の年金制度改革によって導入された、賃金・物価による改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。具体的には、賃金・物価による改定率がプラスの場合、当該改定率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことによって、年金の給付水準を調整します。また、少なくとも 5 年に 1 度行われる財政検証において、年金財政が長期にわたって均衡すると見込まれるまで、マクロ経済スライドによる調整が行われます。次期財政検証は、令和元年に予定されています。』

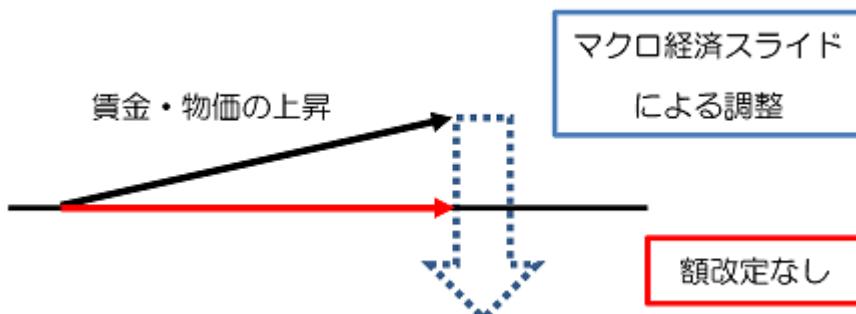
〔賃金・物価の上昇率が大きい場合〕

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



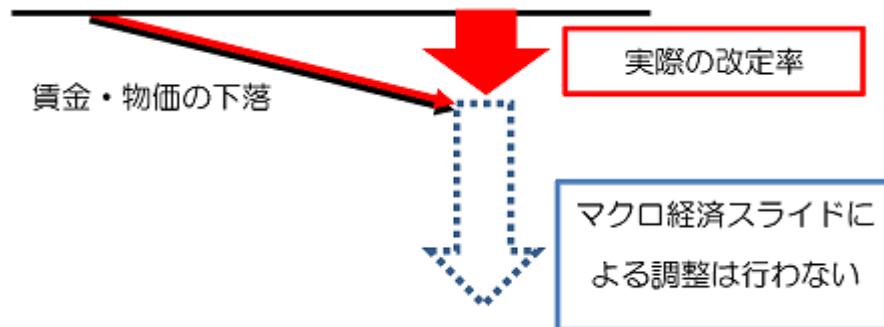
〔賃金・物価の上昇率が小さい場合〕

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



〔賃金・物価が下落した場合〕

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。



◎スライド調整率 =
公的年金被保険者数の変動率（2～4年前の平均）× 平均余命の伸び率

❖ マクロ経済スライドのキャリーオーバー制度とは ❖

平成 28 年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）」では、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組み（キャリーオーバー制度）を導入しました。

これは、将来世代の給付水準の確保や、世代間での公平性を担保する観点から、年金額の改定に反映しきれなかったマクロ経済スライドの調整率を、翌年度以降に繰り越すこととするものです。

この年金額改定ルールの見直しは平成 30 年 4 月 1 日から施行され、平成 30 年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分が繰り越しの対象となります。

なお、平成 30 年度は、年金額が据え置きだったため、マクロ経済スライドによる年金額の調整は行われず、未調整分の調整率（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越されました。

令和元年度（平成 31 年度）は、今年度分のマクロ経済スライド（▲0.2%）に、平成 30 年度に繰り越された未調整分（▲0.3%）も含めて調整を行った上で、なお 0.1% のプラス改定となりました。

【マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し】

→少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応

